

平成28年9月号

## 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、間違っているものには×を記入してください。

- ① 自転車の交通事故が最も多い時間帯は午後4時～午後6時である。



- ② 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転してもよい。



- ③ 自転車で自由にスピードを出して、歩道を走ることができる。



- ④ 夜暗くなつてから自転車を運転するときに、周りが街灯などで明るい場所では自転車のライトをつける必要はない。



- ⑤ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従つて横断する。



# 交通安全テスト 平成28年9月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車の交通事故が最も多い時間帯は午後4時～午後6時である。【×】

A：自転車の交通事故が一番多い時間帯は午前8時～午前10時である。

- 過去3年間（平成25年から平成27年）の自転車事故の発生件数を時間帯別に見ますと午前8時～午前10時の間が発生件数及び死傷者数が最も多く、次に発生件数の多い時間帯が午後4時～午後6時です。

時間帯別自転車事故発生件数													
平成25年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件 数	1,269	2,595	1,774	1,585	1,612	2,225	1,796	818	439	203	108	147	14,571
死 者 数	2	8	11	2	2	3	2	3	1	6	1	3	44
負傷者数	1,271	2,640	1,760	1,585	1,635	2,237	1,803	806	434	197	106	143	14,617
平成26年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件 数	1,164	2,424	1,595	1,423	1,436	1,985	1,632	704	398	188	127	152	13,228
死 者 数	4	7	2	3	1	5	3	2	2	1	1	3	34
負傷者数	1,155	2,471	1,594	1,413	1,452	1,987	1,630	687	386	185	125	144	13,229
平成27年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件 数	1,006	2,240	1,516	1,282	1,310	1,884	1,514	696	387	167	96	124	12,222
死 者 数	1	7	5	5	4	3	4	6	5	4	3	3	50
負傷者数	995	2,223	1,511	1,283	1,309	1,890	1,476	675	377	160	93	118	12,110

注：件数は自転車が関連した事故件数、死傷者数は自転車乗用中の死傷者数を計上。

### <指導のポイント>

通学、帰宅時間帯が自転車事故の発生が1番多い時間帯であるので、交通事故に遭わないため交通ルールを守り、より一層安全運転を心掛けましょう。

② 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転してもよい。【×】

A：携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲームやメールの等の画像を見ながら自転車を運転してはいけません。

- 大阪府道路交通規則第13条第1項第3号（運転者の遵守事項）

携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

### <指導のポイント>

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの片手運転は安定を失う恐れがあり、また、ゲームやメール等の画像を見ながらの脇見運転は大変危険なので、絶対にやめましょう。

### ③ 自転車で自由にスピードを出して、歩道を走ることができる。【×】

A : 歩道を走るときは歩行者優先。すぐに止まれるような速度で走行しましょう。

#### ※ 普通自転車の歩道通行 <概要>

道路交通法第63条の4第1項（普通自転車の歩道通行）

道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合

- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）

70歳以上の者

身体の不自由な人

の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合

は、歩道を通行することができる。

#### ※ 道路交通法第63条の4第2項（普通自転車の歩道通行：概要）

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

#### ● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

- (8) 歩道を通過するときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐに停止できるような速度で徐行すること。

ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐに徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

#### <指導のポイント>

歩道はあくまで歩行者優先であり、歩行者の邪魔にならないように走行しなければいけません。

また、スピードを出して歩道を走行することは大変危険ですので、やめましょう。

### ④ 夜暗くなつてから自転車を運転するときに、周りが街灯などで明るい場所では自転車のライトをつける必要はない。【×】



自転車通行可

A : 周りが街灯などで明るくても、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

＜指導のポイント＞

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行している自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯させましょう。

⑤ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。【○】

A : 歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは歩行者用信号機に従わなければなりません。

● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1 （信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている所では、自転車は当該歩行者用信号に従わなければなりません。